

○農林水産省令第一号  
 〇経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百二十二条第二号及び第三百四十二条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を定める。  
 令和四年二月二十一日  
 農林水産大臣 金子原二郎  
 経済産業大臣 萩生田光一

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令  
 商品先物取引法施行規則（平成十七年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定) <b>第百六十四条</b> 法第三百四十二条第一項の主任務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。 一 〓四 「略」 五 液化天然ガス 六 電力		(第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定) <b>第百六十四条</b> 法第三百四十二条第一項の主任務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。 一 〓四 「略」 五 「新設」 電力	
備考	表中の「」は注記である。		
別表第二を次のように改める。			
別表第二(第四十八条関係)			
商品取引所	商品市場	数量	数量
株式会社東京商品取引所	エネルギー市場	六百枚	数量
			上場商品構成品又は上場商品指数の種類
			ガソリン
			灯油
			軽油
			原油
			五十枚

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

		株式会社堂島取引						
砂糖市場		農産物市場			中京石油市場			
三千枚		千二百枚			六百枚			
粗糖	とうもろこし	小豆	大豆(米国産大豆)	米穀	灯油	ガソリン	電力	液化天然ガス
二十枚	五十枚	二十枚	二十枚	二十枚	五十枚	五十枚	二十枚	五十枚